ANNUAL BULLETIN OF RESEARCH INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCES
No. 55, 115-126, 2025

〈専任研究員〉

私立大学の労働組合活動を社会運動基盤として位置付ける

角　岡　賢　一*

一．はじめに

今世紀に入り、冷戦体制の崩壊を受けて世界情勢の混迷は加速する一方です。冷戦構造下では自由主義陣営と共産主義独裁国家が対立するという大構造で、良くも悪くも固定された社会が続いていくという体制でした。共産主義独裁体制が支配していた国々は、大きく国体を替えることを余儀なくされました。他方で、自由主義陣営と目されていた民主主義国家も政治の有り様は変革を迫られてきました。自由主義諸国にあっては中道左派と位置付けられる政党が、労働組合という大きな支柱を元にして国の有り様に影響を及ぼしてきたと考えられます。本研究は、そのように大きな歴史的視野に立脚しながら、日本の私立大学における教職員組合運動という視点に視野を迫り、学園の民主化、ひいては日本の政治にどのように運動体として参画してきたかという視点で考察を進めます。本稿では主として第二次世界大戦後に連合国主導によって日本が民主化されていく過程で、労働組合運動がどのように形成されていったかを概観していきます。

一九二五年に成立した治安維持法により、敗戦までの二十年間は労働組合などの結社が禁止され、民主主義運動は厳しく弾圧されました。単にそれまでの政党政治による大正デモクラシーの反動と考えるには揺り戻しの作用が大きすぎて、捉え方を誤らぬように留意せねばなりません。この年を境にして軍部による専横が止まるところを知らぬが如くに暴走を始め、日中戦争から太平洋戦争へと坂を転がり落ちていきました。日本が焦土と化したのみならず、アジアなどの近隣諸国にも大きな災いをもたらしました。この時期、日本だけではなく世界全体を覆った大きな暗雲というのが一九二九年に起こった大恐慌でした。米国に端を発したこの資本主義社会を揺るがした災厄は、自国通貨圏を囲い込むことによって保護貿易的経済を強化することになり、結果的に植民地を拡大する競争の後押しをしました。全盛期の帝国主義体制下での植民地獲得競争に出遅れていた日本は、同じような事情を抱えていたドイツやイタリアと枢軸国を形成して連合国と対立を深めることになりました。この三箇国は、一八七十年前後に近代国家として統一を果たしたという共通点があります。英仏蘭西葡など帝国主義列強は十九世紀初頭から世界各地に植民地支配を強めており、千八百七十年代には世界地図はこれら列強による植民地で塗り固められていました。大恐慌から第二次大戦に到る十年は、現代史における一大転換点と位置づけることができるでしょう。敗戦国であった日独伊は戦勝国による占領期に、戦時体制を根本的に変える必要に迫られました。敗戦国は降伏の時期によって都市破壊の被害に軽重の差が生じました。降伏が最も早かったのはイタリアで一九四二年九月、ドイツはそれに遅れること二年半で四五年五月でした。ベルリンやドレスデンなど大都市は爆撃によって灰燼に帰しました。日本はドイツよりも更に三箇月遅れたことによって、広島と長崎に原爆投下という悲劇を招きました。最後まで戦争継続を訴えた軍部の愚かさによって数十万人もの命が奪われました。

戦後は連合国による占領下で民主化が進められ、新憲法の下で労働運動も形成されていきまし

＊龍谷大学経営学部　教授

た。労働基準法（一九四七年成立）、労働組合法（一九四九年）、労働関係調整法（一九四六年）の労働三法が相次いで整備されて、法律体系として労働運動が位置づけられていきました。連合国側は、戦後の日本を民主化するという過程において、一つには教育のあり方に重点を置きました[1)]。日本国憲法の精神を民主化教育で具体化させようとして、教育基本法が発布されました。民主化に向けたもう一つの動きとしては、労働者の権利を保護し、健全な労働組合運動を「育成」するという方針を取ったものでしょう。

木下武男氏『労働組合とは何か』で論じられているように、組合活動において労働者の生活改善という本課題が法体系によって社会の中に位置づけられていくのと並行するように、政治的な主題に関心を寄せていったという経緯が系統立てられています。現代における労働組合運動の起源を、中世欧州のギルドにまで遡ってみると文明論史的な視点が見えてきます。徳川幕藩体制で手工業が発達していたに過ぎない日本と、市民革命を経て近代化していった西欧を比べるためには思い切った視野の拡大化が必要でしょう。例えば戦後日本政治史において六十年安保というような大問題に、学生運動や組合活動が取り込まれてきたという歴史がありました。学生には学業という本課があり、組合活動は労働者の権利を守り主張するという本分があります。その境界を越えて、時には本分以上に精力を注ぎ込んでいった背景というのは、何百年も前の欧州社会に原点が見られるというのは、興味深い視点でした。六十年安保闘争では、東大生が命を落としたという悲劇まで生み出してしまいました。敗戦後十五年目という節目の年でもあり、戦後の民主化運動が到達した地点であったのでしょうか。

上掲書で日本企業の労働組合が特徴的であるのは、企業内組合という形態であると指摘されています。企業内組合は、年功序列と終身雇用と併せて日本型雇用と言われてきました。高度経済成長期まではこれら三特徴は日本経済の強みであるとされてきました。しかし経済全体が長期低迷期に入ると、一転して弱点になってしまいました。敗戦直後は労働者側は全国組織を作って欧米型の産別組合を指向していました。ところが経営者側は、戦前のように企業別組合であれば自分たちの意向を通しやすいと考えて、産別組合結成を阻止しようとしました。その代表が電力会社と日産自動車だったと例を挙げています。政府も企業側に荷担しました。企業内組合では、賃上げ交渉にしても限界があることは明らかです。高度経済成長期は経済規模が急激に拡大したのでこの弱点は目立たなかったのでしょうが、経済が停滞期に入ると忽ちに弱みが露呈したと言えます。

以下の論考では高等教育無償化への取り組みを関連付けていきますが、労働組合が関わっている運動の中身として、組合員の生活改善を求める本課題と並行しての社会全体に関わる視点から論じます。七十年安保からも既に半世紀が過ぎて、労働運動が向かう先を模索し続けているような様子が窺われます。

次節では、労働者の権利について詳細に見ていくことにします。

二．労働者の権利

水町勇一郎氏の『労働法入門（新版）』第六章は、労働組合はなぜ法的に保護されているかについて論じています。極めて重要な視点です。憲法第二八条は、労働者が労働組合を作り、団体交渉をする権利や団体行動をする権利を認めています。それに基づいて労働組合法は労働協約や不当労働行為についての定めがあります。

上掲書第二章は、労働法に固有の法源から説き起こしています。それによると契約と法律に加えて、労働協約と就業規則が労働者と使用者間の権利と義務を根拠づける法源である、とのことです。同書の内容を、以下に簡単に纏めてみます。

・法律　労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、労働契約法十四、十五、十六条、民法一条三項・九十条など
・労働協約（←労働組合法十六条）
・就業規則（←労働契約法十二条）
・労働契約　明示または黙示による合意、信義

則〔民法一条二項〕による補充や修正など

これら四種の法源は、法的な強さの順番に並べられています。最も効力が強いのは、規制を加える強行法規です。強行法規とは、当事者合意の有無や内容に拘わらず当事者を規律するという性質を有します。例えば労働時間は上限が週に四十時間と定められており、これを超える分は仮に契約に明記したとしても無効です。民法一条三項は権利濫用について、九十条は公序についての定めです。

戦後すぐに法整備がなされた労働三法のうち、上掲の表で言及されているのは労働基準法と労働組合法です。労働者が知っておくべき条文として、労働基準法第三六条を挙げておきます。この条文は時間外や休日労働に関する規定です。時間外や休日労働は原則禁止であり、例外として事業場の過半数代表と労使協定を締結して労働基準監督署長に届けた場合に可能になると定められています。これを三六協定と呼びます。実情は、この協定で定めた時間を超えて時間外労働などをする場合もあります。団体交渉の場では、それは人員増を図るべき状況であると組合側は主張することに繋がります。労働組合法第七条は不当労働行為についての規定で、使用者の不公正な行為を禁止して円滑な団体交渉関係を築くように促しています。労働関係調整法は、労働者が団結する権利や使用者との交渉について規定した法律であり、団体交渉や同盟罷業というような争議についての規定が中心です。三法以外では労働契約や賃金、育児介護休暇というように個々の労働条件に関わる個別法が挙げられていることに注意が必要です。男女雇用機会均等法は正式名称を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」といい、一九七二年に成立しました。また育児介護休業法は一九九一年にできた法律です。このように法律の制定年代を見てみると、そのような法制度整備が求められた時代背景が浮かび上がってきます。労働者の男女差について考えてみると、女性の社会進出を図る動きを法的に後押ししよう、あるいは実情に合わせて法律を整備しようという時代背景からできた法律であると言えます。育児と介護は、切り離して考えてみると分かりやすいかもしれません。日本はこの半世紀間、少子化と高齢化が同時進行しました。どちらも、個人や家族だけではなしに社会全体として負担していくという考え方を法律にしたもののように考えられます。どちらかと言えば法律は社会実態の後追いをするようになりがちだという印象がありますが、両方とも成立から半世紀、三十年が経過する間に実情に応じて改正が重ねられています。

法律の次に強いのは、労働組合法第十六条に規定がある労働協約です。これは労働者個々人ではなく、結成された労働組合と会社との間で締結され、労働条件などに関する合意や協定です。これは団体交渉を通じて使用者と労働者が合意に達し、書面で双方の署名または記名捺印という形式に留めるのが最も望ましいでしょう。協約を締結するための話し合いは、団体交渉や労使協議の場で行われます。協約が契約より優位にある場合があります。協約が書面に作成され署名または記名捺印という様式を満たしていれば、ここに定める基準に反する契約の部分を無効とし、無効となった契約部分を補うという効力が認められます（労働組合法一四条、一六条）。

三番目の就業規則とは、労働条件や職場規律などに関して会社が定めるものです。労働基準法第八十九条では、常時十人以上の労働者を使用する使用者に、一定の事項を記載した就業規則を作成することを義務づけています。ここで記載が義務づけられている事項は、労働時間、賃金、退職、食費や作業用品等、安全衛生、職業訓練、災害補償、表彰と制裁というように労働者と密接に関わる重要なものが網羅されています。その点で、労働者にとっては最も身近で日常的なことに関わる規則であると言えましょう。

個々の労働者と使用者間の関係は法的には、労働契約に基づくものと考えられており、民法では「雇用契約」と呼ばれています。労働者が使用者に使用されて労働し、その対価として使用者が賃金を支払うことを約束する契約です（労働契約法六条、民法六二三条）。契約は書面で交わすのが

望ましいのですが、日本では一般に「口約束」があれば契約として有効と考える、あるいはもっと極端には口頭でさえ労働条件などについて話をしていないのに「暗黙の諒解」があったと推定するというような風潮があります。これは善し悪しと言うよりも長年の習慣でそうなっているということで、何事もなければそれでいいのですが、一旦揉め事になると契約を取り交わしていないというのは双方にとって不都合です。木下武男氏『労働組合とは何か』という著書で歴史を振り返っているように、契約社会である西欧とは日本は根本的に文化が異なります。日本は何事においても波風を立てない事なかれ主義が第一で、労働条件などについても阿吽の呼吸で済ませるのが最上と考えているように思われます。大学教員の場合は、「労働時間」というのは概ね授業の持ち齣数によって決まるという実態があります。経験上、この持ち齣数は書面で契約を交わすという習慣は皆無です。採用面接等の場で、口頭で伝えられる場合が多いのではないかと思われます。

このように、法源としての強さで並べると法律－労働協約－就業規則－労働契約という順番になりますが、労働者にとって身近で細かい項目まで定められているのは就業規則ではないかと考えられます。法律でも常雇いの労働者が十人以上の職場ではこれを作成しておくことが義務づけられているという事実からも、雇い主と労働者の双方にとって必要不可欠な規定であると言えます。また、就業規則には使用者側の意向を強く反映することができるという特徴も有ります。法定労働時間内での始業及び終業時刻、年次有給休暇の日数、慶弔特別休暇の日数など、まずは使用者側が就業規則で定め、後に団体交渉などを通じて労働者側が希望を出して改訂するというような手順が考えられます。労働者にとっては最も関心が高い賃銀は、年齢や職階などによって俸給表を用意して、それに基づいて給与を支払うという場合が多いことでしょう。物価上昇などに伴い、その俸給表を改訂することを日本式に「ベースアップ」と呼んでいますが、年が明けた頃に労使双方がベースアップを巡る駆け引きに取りかかるのが日本の春闘です。今世紀に入って賃上げ交渉が捗らない折りに政府が割って入ってきて、「政労使」の三つ巴模様になることもありました。その場合は「官製賃上げ」という事態が出来します。この四、五年は一転して急激な物価上昇に見舞われ、少々の賃上げでは追いつかないという状況です。初任給を一気に何割も上げて、三十万円超という企業も多く見られます。そのような中で、ひとり私立大学だけが賃上げから取り残されています。国立大学法人には、人事院勧告があって物価上昇にはある程度対応する仕組みがありますが、私立大学では各学園での春闘交渉でしか賃上げ要求の機会がない、という状況が多いでしょう。理事者側は「賃上げ原資を確保するには、学費値上げしかない」という理屈を持ち出して、学生や保護者への負担増を楯に取ります。この背景には、教職員の人件費に対する国の経常費補助が四十年間、一貫して減らされ続けてきたという事実があります。結果として、高等教育の公財政支出は国際比較で最低水準に落ち込んでいるというのが現状です。この事情は『社研年報』第五十四号の拙稿「経済協力開発機構諸国における高等教育公財政支出の比較対照」、同第五十三号「高等教育無償化の動向について」で詳述しています。

次節からは、組合活動の具体例検証として単組が結束した地域と全国連合の組織について見ていきます。

三．京滋私大教連の結成

京滋私大教連は、京都府と滋賀県に所在する十三の大学教職員組合によって組織されている連合体です。本節では、成立時の組織体に遡って結成宣言を参照しながら単組が地域でどのように連帯していったのかという観点で振り返ってみます。

一九八六年に結成された当時は、京都市内に拠点を置く八学園の組合によって組織されました。その後、滋賀県の学園も加わったので名称を「京滋」というように改めました。京都市は政令指定都市として人口は百五十万人前後で推移してきましたが、初等から高等教育までの学園が集積する街としては特筆すべき存在です。京都府では五十を超える大学や短大が集中していますが、その大

多数は京都市内です。人口に比例して大学数は多いと言えます。市内では人口の一割が学生です。つまり、ほぼ四年周期で市内人口の十人に一人が入れ替わるという計算が成り立ちます。一つには、宗教系の母体によって設立された学校法人が多いという特徴が挙げられそうです。多くは仏教系とキリスト教系です。例えば真宗十派のうち四派は京に本山があり[2)]、本願寺派と大谷派はそれぞれ宗門の大学を擁しています。仏教では浄土宗も臨済宗も同様に宗門校を持ち、キリスト教系も多くの有名校を抱えています。これは宗教都市ならではの実情と言えるでしょう。

それではここで当時、京都地区私立大学教職員組合連合という名称で結成された折りの宣言文を引用してみましょう。

結成宣言

今日わが国の私立大学は、高等教育ならびに研究の機関として、重要な社会的役割になっています。私立大学の特性は自主性の尊重にありますが、その活動と運営については公共的性格が求められており、それぞれの教学理念や組織的あり方の違いを越えて、社会の進歩と民主主義の確立および世界の平和と人類の福祉に貢献するという共通の社会的使命を負っています。京都における私立大学教職員組合運動は、教職員自らの要求を実現し、教育ならびに研究の発展を通して社会に貢献するという共通の目標を達成するため、互いの自主性を尊重しながら、連帯し協力して活動を進めてきました。その活動は一九七五年、京都私学教職員組合連合に加盟する各大学と同志社教職員組合連合に加盟する同志社大学教職員組合および京都学園大学教職員組合により構成された京都私大春闘共闘会議の発足により、その意義ある一歩を踏み出しました。この共闘会議は、一九八〇年、新たに京都産業大学を加え、名称も京都私大教職員組合連絡協議会と改め、各組合の自主性の尊重を運営の基調においた幅広い連絡協議体へと発展し、以来、京都の私立大学教職員組合運動の活性化と深化に多大な役割を果たしてきました。しかしながら今日の私立大学をとりまく諸情勢は、18歳人口の急増急減問題を大きな契機として、そこに働く私たちにとっては大変厳しいものとなっています。個別の大学だけでは対処しきれないような政府の政策展開やその影響はすでにあらわれ、各大学理事会の動向にも私学間競争における個別生き残り策への心理的傾斜がみられます。しかし、いわば経営優先的発想による人員整理、賃金抑制あるいは労働諸条件の劣悪化等の合理化によっては、現在の困難をのりきることはできず、むしろ今日私立大学が到達している民主的な教育・研究を崩壊へと導く道へとつながりかねません。そこに働く私たち教職員の生活と権利を守り、さらに一層の前進をはかるとともに、大学の自治と教育・研究を発展させ、私立大学をして高等教育機関としての公共的役割を十全に発揮せしめるため、各私立大学教職員組合が相互に連帯し協力して活動を進めることが、今日緊要の課題となっています。私たちは今日ここに、京都地区の私立大学教職員組合によって組織され、相互の自主性の尊重を基本精神として、加盟組合員の要求を実現し、各加盟組合に共通する目的を達成するための連合体として、京都地区私立大学教職員組合連合を結成することを宣言します。

一九八六年三月八日

京都地区私立大学教職員組合連合結成大会

京都産業大学教職員労働組合　京都橘女子学園教職員組合　京都文化短期大学教職員組合　成安女子短期大学教職員組合　全池坊学園教職員組合　平安女学院教職員組合　立命館教職員組合　龍谷大学教職員組合

ここでは、八学園の単組によって結成された経緯から説き起こして、組合運動の意義が明確になっています。単組では春闘要求を通して生活改善を進めるという部分が運動の中心になるでしょうが、社会全体で共有するべきもっと大きな課題に対応するとなると、単組が連合して運動を起こす必要が生じてきます。京都市内は比較的狭い地域

に高等教育機関が集積しているので、頻繁に連絡を取り合いながら連合体を作っていくという流れができてきた様子が窺われます。結成後に滋賀県の学園なども合流して、京滋という纏まりになっていきました。

時代背景としては、七十年代初頭までの高度経済成長は終わったものの八五年九月に合意された円高誘導によって不動産価格などが急騰する時期に差し掛かりつつありました。十八才人口は九十年代が戦後直後の親世代に子が生まれた第二次人口急増期で、各大学では臨時定員増（臨定）でこれに対応しようとして大童になっていました。臨定は十八才人口が減れば定員を元に戻すという制度設計になっていました。しかしこれを返上せずに恒常的な定員増にしたり、新学部を創設するという動きも活発でした。国際文化学部という名称があちこちの大学に新設されたり、看護学部も多く新設されました。今世紀に入ると片仮名を使用した学部名が増えて、従来の文学部、法学部、理学部、工学部、医学部、薬学部というように漢字一字で括ることができないような「隙間」――建前的には「学際」という言い方が好まれるでしょうか――を埋めるような傾向になってきました。これ以降約三十年間は私大の定員は増加する一方で、最近になって漸く少子化に対応する必要から慌てふためいている有様です。人口動態からは、十八才人口は九十年代が峠で、そこから減り始めるというのは自明の理であったことから考えて、これまでの三十年間に次々と新しい大学や学部を作ってきたことについて総括する必要があります。個々の法人にとっては新しい学園を作ったり学部を増設することは悲願であって、多少の無理をしてでも進めたかった事業でしょう。国はそれに歯止めを掛けることはせず、余程の例外でない限りそのまま認可してきました。これは二十一世紀になって四分の一が過ぎた現時点で冷静に振り返る必要がある歴史的背景です。

四．日本私大教連の組織

各大学での単組を糾合し、全国的な課題に取り組む組織として日本私立大学教職員組合連合（日本私大教連）が結成されたのは 1989 年 7 月 25 日と、比較的最近のことです。京滋私大教連のような地区組織は、北海道、関東地方、東海、大阪を拠点とする西日本（九州を除く）と九州、合計で六地区ありました。結成時の目的としては、以下のような項目がホームページに列挙されています。京滋私大教連のような結成宣言は見当たりません。

・私大教職員の賃金・労働条件、教育研究条件の改善、生活向上の取り組み
　私大教職員全体の賃金・労働条件、教育研究条件の改善をめざし、各地区・各単組の取り組みの交流・共有をすすめるとともに、関連政策・制度の改善・充実を求める取り組みを行っています。
・労働基本権を確立し、権利侵害を許さない取り組み
　不当な解雇や雇止め、一方的な人件費の切り下げ、不誠実団交などの不当労働行為を許さず、団体交渉権をはじめとする労働基本権を各大学で確立するための取り組み、労働法制の改善を実現する取り組みを行っています。
・民主的な大学運営を実現するための取り組み
　理事会・理事長・学長による専断的な大学運営を強化する流れに抗し、大学自治・教学自治を守り発展させるために、加盟組合への情報提供や、政府等への要請などの取り組みを行っています。
・私立大学に関する諸制度・諸政策の改善を実現するための取り組み
　私立大学も公共の教育機関として、公的制度や政策の影響を直接受けています。私立大学の発展充実を図るために、学校教育法や私立学校法の改正、政府による私立大学への補助制度の改善を求める取り組みを行っています。
・私大生の学費負担軽減、高等教育の真の無償化、私大助成の拡充を実現するための取り組み
　私立大学への国の補助（私大助成）が非常に少ない額に留まっていることが、私立大学の高学費の原因となっています。学費負担軽減と私大助成の増額を求める国会請願署名に毎年取り組

むとともに、高等教育の真の無償化を実現するためのさまざまな取り組みを行っています。

・平和・民主主義・基本的人権を守る取り組み

私大における教育研究活動も、労働組合活動も、学生・教職員一人ひとりの生活も、平和と民主主義に関する諸問題に大きな影響を受けます。そうした観点から、学問の自由・表現の自由を守る取り組み、憲法の改悪に反対する取り組み、軍学共同研究に反対する取り組みなどを行っています。

・諸課題を前進させるための教研活動

加盟組合の日々の取り組みから生まれた成果や、国の政策等によってもたらされる諸問題・課題を整理・分析し、組合活動に活かすための活動です。毎年夏に開催する私大教研集会をはじめ、さまざまな企画を開催しています。

どの項目も、労働組合運動としては根幹に関わる柱とも言うべきものです。多方面に関わる、これら全ての課題に取り組むためには、組織的・計画的に運動を進める必要があります。一人でこれら全てに対応することなど想定外で、それぞれの項目毎に何人かで分担して対応するような制度を作ることから始めねばなりません。

上掲の諸項目は、大きく組合構成員である教職員の処遇改善に関わるものと、日本の民主主義や平和を守るというように社会全体に関わる性質のものとに分けることができます。

日本私大教連では、専門部を設けて各項目を分担するような組織にしています。例えば各組織の権利闘争（裁判や労働委員会の斡旋など）に関しては権利闘争対策部、私大生の学費負担軽減や高等教育の無償化や私大助成の拡充を実現するための取り組みには私大助成部というように分担しています。また本年二月に中央教育審議会の高等教育に関する特別部会が出した答申「我が国の「知の総和」向上の未来像」[3)]というような時事的な課題が出てきた折には、それに対応する専門部を設けるという場合もあります。また、諸課題を前進させるための教育研究活動という見出しを立てていますが、毎年夏に教研集会を開催して、三日間で複数の分科会において諸課題を設定して全国から参加した組合員が討論するというような場を設けたりしています。これは日頃の教育研究活動について大勢の教職員と経験を交流し、各自の向上に繋げるという貴重な機会となっています。

上述のような、中教審答申という大きな節目に際しては各専門部が起案して私大教連としての考えを表明する声明を発出することもあります。以下で引用するのは、日本学術会議を改組しようとする法案に対して三月七日付けで発表された声明文です。

日本学術会議の独立性を侵害する
法人化法案の撤回を求める声明

2025 年 3 月 7 日　日本私大教連中央執行委員会

1. 政府は、今通常国会に「日本学術会議法案（仮称）」を提出しようとしている。この法案は、日本学術会議の職務の独立性や会員選考など運営の自主性を定めた現行の日本学術会議法を廃止し、日本学術会議を「特殊法人」として設立することを目的としている。改正案の概要によれば、内閣総理大臣が法人の「監事」を任命する、会員選考では会員以外の者で構成される「会員候補者選定助言委員会」の意見を聴く、6 年間の「中期的な活動計画」および年度ごとの実績を、内閣府に置かれ内閣総理大臣が任命する「評価委員会」が評価する、等とされている。これらの枠組みにより、日本学術会議の独立性、自主性を奪い、日本学術会議の活動を政府の統制下におこうとするものである。

2. 法人化の議論は、2015 年に「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議（内閣府科学技術政策担当大臣が設置）」が、その報告「日本学術会議の今後の展望について」において、「国の機関でありつつ法律上独立性が担保されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、これを変える積極的な理由は見出しにくい」と結論づけており、すでに決着がついている。一方、2020 年 10 月 1 日から、日本学術会議第 25 期および第 26 期の 6

年間を任期とする会員候補者6名について、任命が行われないという違法状態が続いてきた。これについては現在、その違法性を確認するとともに理由となる情報を公開することを求める裁判が、東京地方裁判所に係属中である。こうした経緯をみれば、今回の新法制定による日本学術会議法人化は、理由を説明することができない任命拒否の不当性を覆い隠すことに、そのねらいがあることは明らかである。

3. 日本学術会議は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」（日本学術会議法前文）として設置された組織である。すべての学問が戦争へと総動員された戦前の学術体制に対する戒めとして、独立性、自主性を確保する仕組みが、1948年制定の日本学術会議法に定められている。その法的基礎のうえで、日本学術会議は75年にわたり、さまざまな成果を示し、発展を遂げてきた。学術は真理の探究と人類の平和・福祉の向上に貢献するものであり、学術のもつ普遍的な価値や国際性は、ときの政権からの独立性、自主性がなければ発揮できない。私たちは政府に対し、日本学術会議の独立性・自主性、憲法が保障する学問の自由を侵害する企てをやめ、日本学術会議を特殊法人化する法案を撤回するようよう強く求める。また、改めて、6名の会員任命および任命がこれまで行われなかった理由の開示を求めるものである。

この法案は、国の機関からは独立した存在であった日本学術会議を改組して国の関与下に置こうとするものです。その背景には、菅義偉元首相の時代に六人の委員任命を拒否したという事案があり、歴代首相はその非を認めるどころか会議を政府の支配下に置くという法案を出してきたのです。任命を拒否した理由すら明らかになっていません。どう考えても、国の方針に楯突くような考えの持ち主である、というような基準が隠れているように思われてなりません。私大教連の声明はこのような暴挙を咎め、国家権力が教育や研究に介入しようとする目論見に歯止めを掛けようとする義挙です。学問の自由が守られなかったという戦前の反省から創設された学術会議が、このような愚挙によって戦前の二の舞になることは断じて見逃してはなりません。

先述した中教審答申は、進行する少子化という流れにどのように対応するかに腐心する余りに、私立大学の淘汰を進めるという方策以外に選択肢がないかのような思考に陥っているように思われます。一九七五年に成立した私立学校振興助成法には、私大経常費を五割補助するという国会附帯決議がなされました。その五年後には経常費補助率が三割に到達するかというところまで予算増額が続きましたが、八十年代に入って中曽根臨調路線という政策転換によって予算総額が削減され始めました。新設私大が増えて経常費総額は右肩上がりに増え続けた一方で補助率は減り続け、近年ではとうとう一割を割ってしまいました。初等中等教育については主として地方公共団体が財政負担をしていますが、高等教育段階となると一転して私立大学に大きく依存するという逆転現象が生じています。中央教育審議会という「隠れ蓑」を作って文部官僚の作文を、恰も民間の意見を聞き届けたかのような体裁を整え、その内実は「口出しはすれども銭は出さず」で学生と保護者に学費の負担を押し付ける姿勢は中曽根臨調路線以来の四十年で苛烈を極める一方です。今回の答申では冒頭で中間的な規模の大学が一年で九十校も減少していく、という空恐ろしい予想を立てています。私学振興助成法の精神と全く逆行しており、私大の淘汰をどう進めるかという視点しか持ち合わせていないと断ぜざるを得ません。

現状でも、都道府県別の大学進学率には大きな格差が見られます。京都府や東京都は六割台であるのに対して宮崎県は三割台と、二倍の開きがあります。これを意識したものか、地域構想推進プラットフォーム、地域研究教育連携機構（共に仮称）を設置するという案が答申に上がっています。このような機関を新しく設置すること自体が大きな労力を要するでしょうし、名称からしても

重複する機能が多いと思われます。労多くして功少なし、という恐れの大きい新事業を構想するよりも、現状の定員割れ問題にどう対処するかというような根本的な視点が必要です。それは「再編、統合、縮小、撤退」という後ろ向きの方針を頭ごなしに押し付けるのではなく、法人理事長、大学長、教職員や学生といった当事者の声を聴くという段階から始めねばなりません。これまではそのような姿勢が全く見られず、上意下達で現場を無視した施策を振り回して現場を混乱させてきました。これからもその姿勢を改めることがなければ、高等教育の場は混乱疲弊し、国力を削いでいく一方であることは断言できます。

五．私大労働組合と社会問題の関わり

この節では、日本私大教連を主として、労働組合運動の柱として数十年来取り組んできた社会的課題との関わりについて見ていきます。

個々の単組では、春闘での団体交渉が年間を通しての運動で最も注力している課題であることから明らかであるように、構成員である組合員の待遇向上が求められます。六十年安保や七十年安保というような「政治の季節」が過ぎ去った二十一世紀における現代的課題としては、高等教育の無償化が真っ先に挙げられるように考えられます。政治の季節から「経済の季節」へと移行したと考えます。年率一割に近いというような高度経済成長期は七十年代に終わりを告げますが、二十年ほどは余力が残っていたとも言える時期でした。主要な原因は円安が続いたことでしょう。外国為替市場の固定相場制から変動相場制に移行した後も、一米ドルは二百円台半ばで推移しました。この間にも自動車を主力とする輸出産業は競争力を持ち続けました。必然的に、相手先の輸入国は貿易赤字に苦しむことになります。米国は、これを強制的な円高誘導で一挙に解決しようとしました。八五年九月のことです。効果は覿面で、十年後の九五年には一ドルが八十円という超円高になりました。この円高不況を入り口として、日本経済は今に至るまで三十年の停滞に見舞われているという経緯を辿りました。社会全体の意識として、この経済停滞が前面に出たことによって政治に対する関心が相対的に低下したのではないかと考えています。

往時は一人あたり国民総生産で世界二位、東京証券市場上場企業の時価総額がニューヨーク市場を抜いて世界一、という時期もあったのですが束の間の光芒でした。国庫助成に関する全国私立大学教授会連合が作成した小冊子に所載の資料では、この間も私立も国立も共に学費を値上げした状況が明らかです。私大はこの間賃上げをしていないにも拘わらず学費は値上げ、国立大は私大との学費格差が開きすぎると不都合というので値上げ、入学金に至っては私大の平均額を上回る額の設定となりました。このような学費負担は直接に学生や保護者への打撃になります。

このような学費負担を軽減するために私大教連は毎年署名運動を展開してきました。請願署名法に基づいた請願文を毎年始めに検討し、六月頃に署名集めを行います。全国で三十万筆ほどを集約して、秋に国会に提出します。その折りには学生諸君を帯同して、議員会館で各議員の部屋を廻ります。これは学生諸君にとっても、貴重な経験になっています。衆参両院の文教（科学）委員会所属議員を中心として、百人近くの議員に要請を行います。

以下に、昨年度の請願署名用紙に記載された請願内容を引用します。

私立大学生の学費負担の大幅軽減と
私大助成の増額を求める国会請願

日本政府は、2012 年 9 月に国際人権規約の「高等教育の漸進的無償化」条項（13 条 2 項）の受け入れを決定しており、無償化を計画的にすすめていく責務を負っています。しかし、現実には多くの学生が多額の自己負担を余儀なくされています。現在、日本の私立大学には全体の 7 割以上の学生が学んでいます。しかし、私立大学の初年度納付金は過去最高で約 136 万円（平均）となっており、非常に重い教育費負担を強いられています。また、私立大学生の学費と生活費の合計は年間 190 万円を超え、入学金を含め 4 年間で自宅

通学生は約 700 万円、自宅外通学生は約 985 万円にものぼります。※注　多くの私立大学生は、学費・生活費を捻出するためアルバイトに追われています。さらに、昨今の物価高騰でアルバイトに費やす時間は増えています。家計の可処分所得も減少する中、学生を取り巻く状況はなおいっそう悪化し、経済的に困窮するなど深刻な状況に陥っています。また、給付型奨学金や授業料等減免を盛り込んだ大学等修学支援新制度は、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯（目安年収・約 380 万円以下）の学生に限定されています。2024 年度からは多子世帯や理工農系学部への進学者に拡大されようとしています。それでも対象となる学生は極めて少ないのが現状です。

多くの学生が利用している奨学金も、日本の場合はほとんどが貸与＝ローンです。所得に応じて返済する制度も、有利子奨学金は対象外となっています。そのため、奨学金を返済できず破産するなど深刻な状況となりかねません。また、教育ローンを組んでいる世帯では学生が奨学金も借りている場合も少なくなく、世帯全体でも重い負担となっています。

家庭の経済的な事情に左右されることなく、誰もが教育を受ける機会は均等に保障されなければなりません。そのために 1975 年には私立学校振興助成法が制定され、私立大学の教育研究活動に使う経費に対する補助がはじまりました。しかし当初 2 分の 1 補助を目指していましたが、1980 年以降年々減少し、今では 10% を割っています。このことが、私立大学生の学費負担が重くなっている最大の要因です。日本社会の未来を担う学生達が学費や生活費の心配をすることなく、勉学に励むことが出来るよう以下の施策の実現を強く求めます。

※注：日本学生支援機構、文科省（令和 2 年度調査）

・請願事項 1

高等教育無償化に向けて、学費負担を大幅に軽減する制度を創設してください。

・請願事項 2

大学等修学支援新制度を全ての学生を対象に拡大してください。

・請願事項 3

希望者全員が無利子奨学金を受給できるようにしてください。また、既卒者を含め卒業後の奨学金の返済負担が軽減されるよう改善してください。

・請願事項 4

私立大学への経常的経費の 2 分の 1 を補助してください。

私立学校振興助成法ができてからの経常費補助制度や、五十年間で一貫して予算が減らされてきたことなど盛り込みたい情報は多いのですが、用紙一枚の裏表に納める必要があるので、最小限度に纏めています。最も重要なのは請願項目で、箇条書きで四事項に集約しています。背景には高等教育の八割を私学に頼りながら公財政支出を怠ってきた政治に対する怒りがあるのですが、それを声高に口に出さず、正当な要求を盛り込むという努力がいつか実を結ぶという希望を持って運動を進めていきたいものです。

冒頭にあるように国際人権規約第十三条、高等教育の漸進的無償化条項に日本政府が付けていた留保が撤回されたのは十三年前の九月、旧民主党政権の下でした。留保撤回に向けては労働組合の他に教授会連合という組織があり、署名こそ集めなかったものの国会議員要請などを展開して、最終的に成果を勝ち取りました。これは民主党による政権交代があったからこそ実現したのであって、この間も自民党政権が続いていたならば百年河清を俟つが如くに事態は動かなかったことでしょう。安倍晋三元首相は「旧民主党政権の三年は悪夢だった」と全く根拠のない妄言を繰り返しましたが、二度に及ぶ安倍政権こそ、立憲主義が何であるかも弁えず、自らが憲法遵守義務に背くという憲政史上でも稀に見る暴政でした。また経済政策では、過度な円安に誘導したために今になって輸入品価格の高騰となって物価高に苦しんでいるという側面を検証せねばなりません。「死者に鞭打つな」と蓋をするのではなく、客観的に評価

をする必要があります。

上掲のような文面が印刷された署名用紙を手にして、昼休みの大学構内や四条河原町の街角といった場所で組合員が署名を求めました。学内でも学外でも手応えは上々とはいきませんでしたが、このように地道に広く訴えかけることは組合運動の原点であるとも実感しました。学内の署名集めには学生諸君にも手伝ってもらっています。

六．結び

最後の節では、ここまで述べてきたことを簡単に纏めて、全体の展望とします。

まずは戦後の労働運動を労働三法の成立にまで遡って、法体制の整備が先に行われてきたことを見てきました。私立大学においては、各学園で単組が結成され、地域の連合体になったのは一九八〇年代でした。日本私大教連もその頃に結成されました。単組だけしかなかった時代は、賃上げを主眼とした生活改善を目指す運動が中心でした。それは、単組だけで高学費問題のような社会的課題に取り組むことには限界があったからです。多くの単組が結集して大きな纏まりにならないことには、社会運動として訴求力にも限界があることでしょう。

組織拡大というのは、運動を前進させるためには最重点課題であると断言できるほどであると考えています。個人的には、所謂ユニオンショップ制――大学の場合には、入職した教職員全員が自動的に組合員になる――も有力な選択肢の一つであると考えています。最大の根拠は、労働組合が必要な理由は、労働者全てにとって等しく関わってくる普遍的な価値を持つからです。この議論を全否定するには、相当強力な理論構成が必要でしょう。それでも組合に加入しないというのは、個人的に矮小化された理由付けでしかない、というのは論理の飛躍になるでしょうか。しかし半ば強引であろうとも、組織として一大勢力を築くことが組合運動の最大課題であることは議論の余地がないでしょう。この論に対する疑問は、「意識の低い構成員が入ってきても認めるのか」という類でしょう。そのような議論は組合内部ですれば済むことで、全員が組合員という立場であれば公平な議論になると考えています。任意加入になれば、組合員でなくとも賃上げの恩恵などは受けることができます。

組織率と直結している課題が資金力です。組合活動の資金源は組合員が負担する組合費です。加入する組合員数が増えれば、組合費徴収による収入も増えます。この観点からも、役職者を除く構成員全員を入職と同時に組合員とし、組合費を徴収する方法が合理的である一因となるのではないかと考えます。

今回この小論を書くに際して参照した文献では、労働組合に対する弾圧が生々しく描かれており、慄然としました。佐高信氏と小倉博太郎氏による対談記録『企業と人間』では日本航空の事例について、当事者である小倉氏の証言になっています。小倉氏は山崎豊子氏の小説『沈まぬ太陽』で描かれた主人公その人です。組合委員長を務めたばかりにナイロビに三度赴任するなど、想像を絶する組合弾圧と個人を翻弄した経緯が語られています。木下武男氏『労働組合とは何か』では日本で唯一と言って良いであろう産別組合の例として関西地区生コンクリート支部を取り上げています。一九六五年に結成されて、八十年代には年収六百万円台、年間休日百四日の増日が協約化されるという成果を上げました。この協定は二百六十三社の二百九十一工場、約七千人の労働者に適用されるという大規模なものでした。しかし日本初の産別組合がこれほどの成果を上げたことに危機感を持った建設業界や国家権力は、警察や反社会的勢力までも動員して妨害に取りかかりました。組合役員を何度も逮捕して一年以上に亘って拘束したり、命を狙うなど卑劣の限りを尽くしたのです。

このような事例を目の当たりにして、憲法で保障された労働者の権利や労働組合の地位をこれ程までに疎かにするこの国のあり方は、戦後八十年を経て国力の衰退を招いたと考えるようになりました。真に民主主義的な運動を権力で押さえ込もうとする思考は、治安維持法の時代から変わっていないという確信にも至りました。三十年間経済が停滞し続けているのも、自民党政権が続いて閉

塞感が高まっているのも、根は一つであるという気がしてなりません。

最後に個人的事情を添えておきます。私大教連は毎年十一月に定期大会を開いて、役員改選を行います。昨年の大会で、筆者は日本私大教連の中央執行委員長に選出されました。本研究の課題を決めたのはそれ以前ですが、偶然とはいえ自身が長の立場にある組織を研究対象とする事態に至ってしまいました。決して利益相反となるような内容は盛り込んでいないつもりですが、組合運動は日本の民主主義、また教育と研究の場において大きな役割を果たしていると考えます。

注

1) 安倍晋三元首相による改訂前の教育基本法前文では、次のように同法の趣旨を述べていました。
われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。（後略）

2) 残る六箇寺は、伊勢国にある専修寺高田派、近江国木部派錦織寺、越前国の四派という内訳です。

3) 今回の答申を特徴付ける文言として、「知の総和」と括弧付きで強調しています。それは、「人の数と、人の能力の掛け合わせ」と本文で説明されています。揚げ足を取るようですが、掛け合わせは「積」であって「和」ではありません。

参考文献

青木栄一（2021）『文部科学省』東京：中央公論新社。

朝日新聞「働く人の法律相談」弁護士チーム（2014）『会社で起きていることの七割は法律違反』東京：朝日新聞出版。

角岡賢一（2008）「高等教育の学費と少子化傾向の相関関係について」『社会科学研究年報』第38巻、11〜19ページ。京都：龍谷大学社会科学研究所。

角岡賢一（2010）「国際人権規約・高等教育無償化条項を巡る諸国の動向」『龍谷紀要』第32巻第／1号 pp.55-75。

角岡賢一（2011）「高等教育の学費と格差社会の相関関係について」『社会科学研究年報』第41巻、84〜95ページ。京都：龍谷大学社会科学研究所。

角岡賢一（2023）「高等教育無償化の動向について」『社会科学研究年報』第53巻、84〜95ページ。京都：龍谷大学社会科学研究所。

角岡賢一（2024）「経済協力開発機構諸国における高等教育公財政支出の比較対照」『社会科学研究年報』第54巻、163〜177ページ。京都：龍谷大学社会科学研究所。

木下武男（2021）『労働組合とは何か』東京：岩波書店。

国庫助成に関する全国私立大学教授会連合、「留保撤回」特別委員会（編）（2011）『誰もがお金の心配なく大学で学べるように－漸進的無償化をめざして－』

佐高信、小倉博太郎（2000）『企業と人間』東京：岩波書店。

田中昌人（2005）『日本の高学費をどうするか』東京：新日本出版社。

東京書籍編集部（2006）『最新　世界各国要覧』東京：東京書籍。

松井芳郎、薬師寺公夫、坂元茂樹、小畑郁、徳川信治（編）（2005）『国際人権条約・宣言集』東京：東信堂。

藤崎麻里（2025）『なぜ今、労働組合なのか』東京：朝日新聞出版。

水町勇一郎（2019）『労働法入門』新版。東京：岩波書店。

OECD（編著）、森利枝（訳）、米澤彰純（解説）（2009）『日本の大学改革　OECD高等教育政策レビュー：日本』東京：明石書店。

OECD（編著）（2010）『図表でみる教育 OECD インディケータ（2010年版）』東京：明石書店。

渡部昭男（2006）『格差問題と「教育の機会均等」』東京：日本標準。

渡部昭男（2011）「『無償教育の漸進的導入』に係る政策変容－高校授業料無償化を中心に－」『社会科学研究年報』第41巻、102〜121ページ。京都：龍谷大学社会科学研究所。